

「法令守り事業進めたい」

売電のトク 地元住民と初の面会



函南町軽井沢地区に計画の大規模太陽光発電施設(メガソーラー)を巡り、完成後、20年間は、開けられないにわたって東京電力との見直し案とした。赤電事業推進を中核とする「メガソーラー」の担当者が16日、町民と初の面会を行った。町長は「町民に配慮しながら、法令を守りながら、今後は町民と協働して、メガソーラーの進め方を進めたい」と語り、計画を進める上で、町民の理解と協力が不可欠だと述べた。

事業者は、町の指導のもと
計画通りにすすめたいと発言

函南町軽井沢 メガソーラー計画は まだ中止になっていません!

勘違い
しないで!!

- 函南町長は「反対」
 - 函南町議会は「反対」
 - 函南町区長会は ...「反対」
- それでも
計画は止まりません!!

工事着工日までに 町の条例を適用しなくては止まりません!!!

※函南町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例

仁科町長は
条例を適用しない方針

「町長の同意義務づけ」条例
事業には適用しない方針

函南町の仁科喜世志町長は今年5月30日付で「計画に不同意」であることを県「事業者」に通達。6月議会「メガソーラー」事業に町長の同意を義務づける条例を決定した。しかし、軽井沢地区の事業には条例を適用しないとの立場を取る。

朝日新聞の取材に対し「7月に県が森林開発許可を出しており、10月1日施行した条例を適用できない」と説明した。計画についての姿勢を尋ねると、「(自主的に)撤退してほしい」と思っている」と事業者の判断に委ねるような回答だった。

これに対し、軽井沢メガソーラーを考える会の山口雅之代表(69)は「条例の適用は可能だ」と主張する。元大阪府警幹部の山口さんは13年にタイヤランドに移住。「残り人生をゆとりた」と思っていたところ問題が降ってきたという。住民の法律家らと法的な検討を加え、条例で事業を止められると判断した。焦点は条例を適用するか否か。「町長が本気で止める気があるかどうかだ」ブルーキャピタルマネジメント社は、朝日新聞の取材に応じていない。

朝日新聞 令和元年12月1日版



仁科喜世志町長

手遅れになる前に!!

軽井沢区からのお願いです
みなさん! 町長と議会に
条例適用の声をあげて下さい!

函南町 軽井沢区長 渡辺一英



丹那だけでなく、下流地域にも被害は及びます

焦点は、「町長が条例を適用するか否か」

函南町メガソーラーを考える会
連絡先:055-974-1678(吉原)

函南町軽井沢メガソーラー計画に 町は「適用しない」と言ってるのは

なぜ?

※議会答弁および町長と語る会での発言より

Q1 町長も町も議会も反対だと言っているのに、もう止まるのでは?

A 条例を適用しないかぎり止まりません!

Q3 町は、なぜ条例を適用できないと言っているのですか?

A 函南町は、事業着手を「届け出をしたとき」としているため、条例は遡及(さかのぼって適用)できないとしています。

静岡県下いずれの市町も事業着手は工事着手を定義しており「適用できる」と言っていますが**函南町だけが「適用できない」と**言っています。



函南町軽井沢メガソーラー計画



(表1)

各市町	届出の時期	事業着手の考え方
富士宮	事業着手60日前	工事着手
伊東市	事業着手60日前	工事着手
伊豆市	事業着手60日前	工事着手
松崎町	事業着手60日前	工事着手
伊豆の国市	許認可等の申請又は届出の前	工事着手
藤枝市	事業着手60日前	工事着手
袋井市	F I T法の申請の前	工事着手
函南町	許認可等の申請又は届出の前	許認可等の申請
下田市	事業着工60日前	工事着手
島田市	工事着手60日前	工事着手

危険な計画を止める活動にご協力をお願いします

★署名をあつめましょう

2020年1月現在 14,000筆突破

一筆一筆の署名が、町長や行政を動かす、地元の議員さんを応援する原動力になります。計画が止まるまで実施いたします。

★函南町や静岡県、近隣市町(伊豆の国市・沼津市)に直接意見を届けましょう。

・函南町ホームページから 「町長の部屋」→企画財政課 秘書係 / 「町へのお問い合わせ・ご意見」→建設課
・静岡県ホームページから 「あなたの”声”」をお寄せください(ご意見・ご要望)」

★集会に参加しましょう。また説明にも出向きます。お気軽に声をかけてください。

・情報公開請求はじめ収集した新しい情報をお伝えし、さまざま疑問にお答えします。少人数でも説明に伺います。

★資金カンパにご協力をお願いします。

・この活動は、みなさまからご協力いただいたカンパをはじめ、関係者のボランティア及び自費で運営しております。調査費用や交通費はじめ、チラシなどの印刷物・新聞折込代、資料作成費など、引き続きご協力いただけますようお願い致します。

振込口座
ゆうちょからの振込 記号 12370 番号 59067101
ゆうちょ以外からの振込の場合
ゆうちょ銀行 / 店名:二三八(読み:ニサンハチ)
店番:238 / 普通預金 / 口座番号:5906710
名義:函南町のメガソーラーを考える会
(カンナミチョウノメガソーラーラカンガエルカイ)

Q4 条例を適用したら、事業者の不利益が生じ「訴えられる」かもしれないと聞いたのですが本当ですか?

A この条例は、町民の安全を守るために作られたもの。事業者の不利益は自己責任の範囲ですから訴えられる根拠も理由もありません。

多くの町議が町のこの説明を鵜呑みにして「条例を適用して!!」という地元からの請願を2度も否決しています

★メガソーラー関連のHPやツイッターをチェックしてください

・主な発信は、「ダイヤモンド区民の会」HPを借りて更新しています。FB(函南町メガソーラーシンポジウム実行委員会)やtwitter(#函南メガソーラー)なども要チェック!

ダイヤモンド区民の会 検索



反対活動団体 函南町軽井沢区、畑区、ダイヤモンド区、柿沢台区、丹那区住民有志、丹那子供会、畑子供会、函南町メガソーラーを考える会、子ども達のふる里を守る会、函南ふる里母の会